

令和 7 年第 6 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 6 月 6 日 (金)

午前 10 時 00 分開会

午前 11 時 30 分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7 階 会議室

3. 出席委員 (農業委員 12 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 是佐 恵美子

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

13 番 岡 真由美

14 番 岩本 博志

(推進委員 12 名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 安井 多佳子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 倉本 良夫

推進委員 田丸 和也

4. 欠席委員 (2 名)

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

5. 議事録署名委員

10 番 吉田 雅子

1 番 河井 孝之

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局 長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事 眞鍋 秀

(宮島支所) 主 任 榎 浩子

(大野支所) 主任主事 泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農地利用促進計画について

(2) 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 議案第 26 号 非農地証明交付申請について

(5) 議案第 27 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等 (案) について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理処分

取消の専決処理について

《協議事項》

- (1) 協議第 1 号 農地パトロールについて

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 7 年第 6 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。出席委員 12 名、欠席 2 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、10 番吉田委員さん、11 番中谷委員さんのご両名にお願いをいたします。失礼いたしました。中谷さん今日お休みでございますので 10 番の吉田委員さん 1 番の河井委員さんお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 23 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いします。
事務局	議案第 23 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明をさせていただきます。 議案書につきましては先ほど事務局長からもありましたとおり議案差し替えのほうの 3 ページから 13 ページまでになります。関連議案も一部ありますが、それについては一括で説明をさせていただきます。 まず番号 12 番、農地の所在は、浅原字中筋、登記地目は田で、面積は、2 筆の 3, 940 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和 17 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 13 番、農地の所在は浅原字長通、登記地目は田で、面積は、1 筆の 1, 765 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和 17 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

	次に番号１４番、農地の所在は浅原字古川、登記地目は田で、面積は、２筆の４，５０４平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号１５番、農地の所在は浅原字中筋及び長通、登記地目は田で、面積は、２筆の３，５３９平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号１６番、農地の所在は浅原字長通、登記地目は田で、面積は、３筆の５，００２平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号１７番、農地の所在は浅原字長通、登記地目は田で、面積は、１筆の３，１８７平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号１８から２１番、農地の所在は浅原字中筋、正木原及び長通、登記地目は田で、面積は、計５筆の７，９３８平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号２２番及び２３番、農地の所在は浅原字古川、登記地目は田で、面積は、計３筆の４，１２５平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１２年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号２４番、農地の所在は浅原字中筋、登記地目は田で、面積は、１筆の２，９６９平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号２５及び４４番、農地の所在は浅原字中筋、登記地目は田で、面積は、計３筆の４，５４６平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号４２番、農地の所在は浅原字長通、登記地目は田で、面積は、１筆の７９９平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号４３番、農地の所在は浅原字鶴頭原、登記地目は田で、面積は、１筆の１，３４０平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和１７年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号４６番、農地の所在は友田字氏森、登記地目は田で、面積は、３筆の２，１９０平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和１２年１２月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号４７番、農地の所在は玖島字大名、登記地目は田で、
--	---

	面積は、1筆の1, 172平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和12年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号48番、農地の所在は永原字小坂、登記地目は田で、面積は、1筆の1, 140平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和12年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号49番、農地の所在は玖島字大沢、登記地目は田で、面積は、1筆の2, 116平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和17年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号50番及び59番、農地の所在は玖島字小山根、登記地目は田で、面積は、計2筆の4, 143平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和12年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号51番から53番、農地の所在は玖島字下吉末、登記地目は田で、面積は、計7筆の1万4, 128平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和18年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号54番から58番、農地の所在は峠字石迫、登記地目は田で、面積は、計13筆の8, 344平方メートルで、利用目的は樹園地です。期間は、公告日から令和17年12月31日までの、番号55番のみ使用貸借、それ以外は賃貸借の新規設定を行うものです。 本件はいずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。12番から44番について古川委員さんお願いいたします。
9番委員	それでは、急に今差し替えになりましたので、本人戸惑っておりますけれどもカンペなしでいきます。まず12番ですが、これ以降、非常に数が多いのですけれども、借り受ける方ごとにまとめて報告してもよろしいでしょうか。
議長	はい、お願いします。
9番委員	そのようにさせていただきます。12番ですけれども、全てのものを5月21日に安井委員、事務局と共に確認をいたしております。この一連のものにつきましては、場所は浅原の戸屋原地区になります。浅原に入りましてトンネルがございますが、

	トンネルを過ぎた辺りから小瀬川の対岸、向こう側です。県道よりも向こう側、小瀬川を渡った先で、道路から少し見えにくい場所ではございますけれども、渡っていただきますとそこには田んぼが広がってる状況の場所でございます。ここにつきましては、中山間の直接支払制度これを進めておりまして、第6期が始まったというか、その申請が6月ぐらいになりますけれども、第6期を予定しております。その関係もありまして、ここが全部条件設定をするということです。ですから、今まで実際に耕作をされてたところがほとんどでございますが、新規となっているということで、機構を使うということです。多分全て新規扱いということになったのだらうと思います。実質これは新規ではなくて、継続という事案がほとんどでございます。では12番からですけれども、12番〇〇さんこの方が〇〇さんから借りるということになっておりますけれども、家の近くということございますので、そこを以前から作られていた〇〇さんが引き続き作るということになっています。13番からですけれども、この13番と14、15、16、17、そして42が〇〇さんが作られるということでございます。いずれも遠方におられる関係で作れない、あるいは高齢のために作れないということございまして、これを今まで〇〇さんが作業委託等も個人でなさっておられまして、今回上がっております6件につきましては、今までも〇〇さんが作られていた場所でございます。それぞれ個々について全て言ったほうが良いでしょうか。
議長	良いのではないですか。
9 番 委 員	ということでありますと、13番についてあるいは14番、15、16、17、そして、最後の42番になりますけれども、ここの辺り全部今までも〇〇さんが作られております。5月21日に確認をしたところは大体もう田植が済んでいる状態でございます。何ら問題はないと思います。続きまして、〇〇さんが終わりましたので、ページを飛んでいただいて、18番まで進めていただきますと、18番〇〇さんの田、19番の〇〇さんの田と、20番の〇〇さんの田を〇〇さんが耕作されるということで、今回上がっております計4筆につきまして、この〇〇さんが引き受けて作り始めるということでございます。〇〇さんにつきましては、以前、3年ぐらい前に浅原へ来られまして、住所は下の浜になっておりますが、実質浅原に住まわれておりまして、住所だけこちらに置かれてるという状況だらうと思います。浅原に住んで自然農法で、有機農業を始められました。今回、ジャガイモ、ニンジンを大量に大がかりに作られておられた〇〇さんという方が離農されるということになりまして、戸屋原地区にあったそのままで、全て〇〇さんが引き受けて、同じようにジャガイモとニンジンを作るということにな

	り取り組んでおられます。２１日に現地確認しましたところ、１８、２０そしてもう一つの２１ここにつきましては、もう既にジャガイモが作付されまして、もう花が咲きそうな状態という状況でございました。多分、ポテトチップになるのではないかと思います。〇〇チップというネーミングもそのまま引き受けられて作るということなので、農地が荒れなくて良かったなと思います。もう一つ〇〇んのが１９番でございますけども、ここにつきましては〇〇さんがニンジンを作ったりするという事で、現行、土の土質を変えるために、今、緑肥を植えられております。これで土壌改善をするという予定だと聞いております。１８、１９、２０、２１ということで〇〇さんが作られるということです。次が２２番、２３番を〇〇さん２件ございますが、もともと〇〇さんという方の田でしたが、〇〇さんが亡くなられたので、娘の〇〇さんの名義になっています。〇〇さんの時代から、水田として作られております。今回名義が変わりましたので、娘さんから〇〇さんが借り受けるということになりましたけれども、ここも既に田んぼにはちゃんと稲が植わっております。〇〇さんは永原の方ですけど、こちらへ来て作っていただいているという状況です。次は２４番そして２５番、次の４４番、計３件でございます。〇〇さんという方が、ご自宅の近くにある今回の３カ所の田を、水田として耕作されるということです。 ４３番につきましては、〇〇さんから〇〇さんへの使用貸借です。農地は、〇〇さんの自宅近くでございます。〇〇さんが今まで作っておられまして、引き続き耕作されるということで、こちらも田んぼはもう植わってました。 全体をとおしまして、今後、これらが全て中山間の直接支払制度にのっとって協定農地として管理されるということで、何とか耕作をされるだろうということで少し一安心ということでございます。省略しましたけれども、以上よろしく願います。特に問題はないと認識しております。以上です。
議長	ありがとうございました、続きまして４６番について小西委員さんお願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。番号４６番について説明いたします。 ５月２３日河井委員、三田委員、事務局１名、小西の４名で現地確認をいたしました。場所は３月の総会でも報告があった場所で、友田の畑で近くには〇〇が目印となります。今回農地の借り受ける〇〇さんは新たに就農される方で主に野菜の栽培を行う予定です。現地確認の結果、特に問題は見られませんでした。既にトウモロコシやレタスなどが定植しており、土壌が適切に管理されています。以上のことから本申請について何ら問題はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議長	ありがとうございました。続きまして４７番、４９番について堀田委員さんお願いいたします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。ナンバー４７、４９について説明します。現地確認は５月２２日、岩木委員、事務局１名と実施しました。現地は旧玖島小学校と芸南カントリーの間に位置しております。４７番については本件の設定を受ける〇〇さんは、意欲的に野菜の作付を周辺でされており、本対象の田んぼはここ数年耕作放棄されていたもので、何ら問題はないと考えます。 ４９については同日現地確認をしております。場所については芸南カントリークラブの南西側になります。本件の設定を受ける〇〇さんは新規就農者として長年周辺で野菜を作付されています。これについても特に問題はないと考えます。審議の程、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。それでは４８番と５４番から５８番を三田委員さんお願いいたします。
三田推進委員	三田です。説明をいたします。まず４８番ですが、場所は永原の小坂と玖島の境界付近であります。６月２３日に事務局と河井さん、小西さんと私の計４名で現地を確認しております。 農地を借り受ける耕作者の〇〇さんは同じ組内の方で、所有者の〇〇さんから農地を借り受けて水稻を作るというものであります。借り受ける農地につきましては、所有者の自宅のそばにありまして、水路や日照条件、農地としての条件は非常に良好で、特に問題はないと考えております。以上、よろしく申し上げます。
三田推進委員	５４から５８につきましては、賃借期間が切れるということで改めて申請されるものであります。場所は佐伯工業団地の東側に当たります。６月２３日に事務局と河井委員、小西さん、私の４名で現地の状況確認を行ったのですが、申請者の〇〇さんがちょうど不在でありまして、会話はできませんでした。入り口付近の状態ですが、既に草刈りが行われておりまして、引き続き〇〇の作付が行われることを確認しております。特に問題はないと考えておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは５０番から５３番それと５９番について清水委員さんお願いいたします。
清水推進委員	推進委員の清水です。５月２１日に梶原委員と事務局１名、３名で現地確認をしました。玖島小山根の場所ですが、玖島に昔、釣堀がありましたが、その奥、３００メートルぐらい奥の

	道路の隣に休耕農地があります。最近は田んぼを作ってなくて、〇〇さんが管理をして草は刈っておられました。そこを〇〇さんが借りて、有機農法で畑をするということでした。 続きまして53番吉末ですが、玖島から川上という奥、まだ4キロぐらい先に田んぼがあります。そこを作っておられたのですが、本人が亡くなられ、娘さんのほか3名の方が相続されました。もう手におえないということで〇〇にお願いをするということで、隣の〇〇さんも亡くなられて相続人の方が〇〇に任せるとということで契約を結ばれたようです。ですので〇〇が今後は管理をされると思います。 それと53番の田んぼですが、4筆あります。まだ名前が登記されてないのだろうと思います。おじいさんの名前になってますので、おじいさんが亡くなられて息子さんが耕作されていたのですが、息子さんが一昨年、急に心臓病か何かで亡くなられて、その後お孫さんが耕作されていたのですが、もう会社員でありますので、これほど広いところは管理できないということで、これも〇〇にお願いしますということをおかれまして契約をされたのだと思います。 どの件もみな周りに迷惑をかけることもないということなので、またご審議をよろしくお願いいたします。 59番の玖島小山根の先ほど申しました畑の隣ですが、〇〇さんも草ほどは刈って管理されていたのですが、ここも〇〇さんが四季が丘から来て畑を作ると、有機農法でやりたいということです。何ら近所に迷惑がかからないと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。清水委員さんこれから病院行かれるということで、退席されますのでよろしくお願いをいたします。 それではこの31件についてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 神鳥委員さん。
3 番 委 員	永原の〇〇さん宅から浅原の〇〇さんの所有地に、永原から浅原までトラクターとか田植機などの運搬をしなければならぬのですが、その時の車両ですよ。車両専用で、2トン車か、4トン車かの保持ですが、そういうときにトラックの管理、維持管理に補助金が出ないものかなと思うのですがいかがでしょうか。わざわざトラックを所持する必要があるので、リースがあればですが、そういうのを今後検討しないといけないのではないかと思います。
事務局	今、募集をしてます施策でやっていきますから、意見の中に加えていただければ神鳥さんのご意見ということで良いのではないかと思います。

3 番委員	トラックを買ってまで年に 1 回か 2 回の出番で利益が出ないと思いますので、そういうのは一つ提案の中に入れてください。すみませんお願いします。
議長	ありがとうございました。ほかにご意見ないですか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 23 号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 23 号について異議なしとして回答することに決定をいたします。 それでは議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議案としますが、番号 116 番及び 117 番については、議席番号 2 番の木浦委員さんが関係する案件のため、番号 113 番、115 番を審議後、議案 25 号、番号 118 番の審議後まで木浦委員さんは退席となりますので、よろしく願いいたします。 それでは 113 番、115 番についてお願いいたします。
事務局	議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請のうち、番号 113 番及び 115 番について説明させていただきます。議案書は 17 ページになります。 番号 113 番、農地の所在は、原字宇治久保及び国実、登記地目は田で、3 筆の 2, 726 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に、番号 115 番、農地の所在は、佐方字同免、登記地目は田で、2 筆の 241.35 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は農業経営を引き継ぐのための申請で、無償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。以上で、議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請のうち、番号 113 番及び 115 番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。113 番

	について岡村委員さんお願いいたします。
岡村推進委員	推進委員の岡村です。１１３番について説明いたします。５月１９日に中谷委員と事務局２名、それから私、４名にて現地確認を行いました。場所はふれあいライフ原といって、特別養護施設がありますが、その約北１キロぐらいの場所にあります。現地ですが、除草されて一応耕運されて作物を植えられておりました。周囲も譲受人の〇〇さんではなく、違う方がもうほかの場所で畑を耕作されており、この一帯周囲はすごくきれいにされている状況でした。何ら問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。１１５番について登委員さんお願いいたします。
登推進委員	推進委員の登です。１１５番について説明いたします。５月１５日に職員と現地を確認いたしました。場所は佐方の心療内科の少し南側で、月見台の下側に当たります。お母さんが高齢のために農作業ができなくなったということで息子さんに譲られるということなので、何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それではこの２件についてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。番号１１３番、１１５番について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２４号のうち、番号１１３番、番号１１５番について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第２４号のうち番号１１６番、１１７番について審議といたします。木浦委員さん退席をお願いいたします。説明をお願いします。 ＝木浦委員 退席＝
事務局	議案第２４号、農地法第３条の規定による許可申請のうち、番号１１６番及び１１７番について説明させていただきます。議案書は１７ページ、１８ページ、１９ページになります。 まず番号１１６番、農地の所在は、友田字乙丸、登記地目は畑で、１筆の４５９平方メートルの申請です。権利の移転理由

	は、譲渡人は農業経営を引き継がせるため、譲受人は農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。 次に、番号１１７番、農地の所在は、津田字林及び野地、登記地目は田及び畑で、１８筆の４，５１６平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２４号、農地法第３条の規定による許可申請のうち番号１１６番及び１１７番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。１１６番について小西委員さんお願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。番号１１６番について説明いたします。５月２３日に河井委員、三田委員、事務局１名、小西の４名で現地確認をいたしました。場所は友田の乙丸地区というところ です。面積は４５９平方メートルです。今回譲受人の〇〇さんは自宅前に位置する農地の所有権を移転したいとのことで申請されました。現地では既にレタスなどを植えられており、草もなく整備されておりきれいに管理されている状況が確認できました。特に問題は見受けられませんでした。よって本申請について問題はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは１１７番について松井委員さんお願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井です。議案第２４号、番号１１７について着座にて説明いたします。現地確認ですが、５月１９日に市職員及び松井農業委員と私、計３名で確認をしております。場所ですが佐伯署から県道本多田佐伯線を浅原方面に約８００メートルぐらい進んだところに、河本橋という橋があるのですが、それを西に約４００メートルぐらいのところの一団の農地です。先ほど説明があったように、全部で１８筆ありまして一団になっているところでございます。この１８筆は現況の田や畑を無償で所有権移転し、譲受人が耕作しようとする申請でございます。現地確認した際には既に前任者がきれいに耕作したりしておられまして、その後をそのまま使われるということでございます。言いましたように前任者が耕作をした後を使うということで、特に近隣に影響を及ぼすことはないと考えました。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。以上です。

議長	ありがとうございました。それではこの２件についてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２４号のうち、番号１１６番、１１７番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２４号のうち、番号１１６番、１１７番について許可することに決定します。 続きまして議案第２５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案としますが、番号１１８番は議席番号２番の木浦委員が関係する案件のため、木浦委員退席のまま、番号１１８番の審議を先に行います。説明をお願いします。
事務局	議案第２５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請のうち、番号１１８番について、説明させていただきます。議案書は、２０ページになります。番号１１８番、農地の所在は、津田字野地、登記地目は田で、面積は４筆の１９０平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、所有者が農地転用の手続を行わず、利用していたため始末書が提出されています。本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。以上で、議案第２５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請のうち、番号１１８番について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。１１８番について松井委員さんお願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井です。１１８番は、議案第２４号、番号１１７と同じ場所でございます。５月１９日に市職員の方及び松井農業委員と私３名で現地で確認をしました。場所ですがさきほど言いましたように同じところですよ。４筆で１９０平米でございます。先の申請地４筆は現況の宅地を無償で所有権移転し譲渡人が引き続き住居として使用するという申請でおられます。今までも住んでいらっしゃるのをそのまま居住として使われるということでございます。説明があったように始末書も提出されておりました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

	以上です。
議長	ありがとうございました。この件についてご意見、ご質問等があればお願いします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２５号のうち、番号１１８番について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２５号のうち、番号１１８番について許可することに決定をいたします。それでは、木浦委員さん、席にお戻りください。 ＝木浦委員 復席＝
議長	議案第２５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請のうち、番号１０３番、１１１番について議案とします。説明をお願いします。
事務局	議案第２５、農地法第５条第１項の規定による許可申請のうち、番号１０３番、１１１番について、説明させていただきます。番号１０３番、農地の所在は、吉和字中頓原、登記地目は畑で、面積は、３筆の１，０５２平方メートルの申請です。転用理由は、資材置き場及び駐車場として利用するための申請です。 次に、番号１１１番、農地の所在は、峠字行免、登記地目は田及び畑で、面積は、２筆の１７７平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。本件はいずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。以上で、議案第２５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請のうち、番号１０３番、１１１番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。１０３番について倉本委員さんお願いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。１０３番について説明します。５月２１日、岡委員、永田委員、事務局１名で現地調査を行いました。対象農地につきましては、国道１８６号線沿いの吉和頓原地区、

	バス停から一つ裏の道に入った場所に位置しております。現在は地区ごとに管理されてある土地で、転用した際にも周辺農地に及ぶ影響はないと思われます。本件の使用貸借権の設定については何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。１１１番について三田委員さんお願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。１１１番について説明をいたします。場所は友和の上峠付近から言いまして沿岸部に一番近いところです。６月２３日に事務局、河井委員、小西さんと私の４名で現場の確認を行っております。県道３０号線、上峠バス停のすぐ近くで〇〇の修理販売を行っていたのですが、駐車場が非常に狭いということで、新たに駐車場を設けられるものです。場所は修理工場から南側に、約２００メートルぐらい移動したところであります。私道のそばで雑草に覆われた低地ですが、そこで普通車が約４、５台とめられるぐらいの広さの駐車場として使用するための草刈りとか整地が必要と感じましたが、特に問題はないと思われますのでご審議のほど、ひとつよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それではこの２件についてご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２５号のうち、番号１０３番、１１１番について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２５号のうち、番号１０３番、１１１番について許可することに決定いたします。 続きまして議案第２６号、非農地証明交付申請について議案とします。説明をお願いします。
事務局	議案第２６号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。議案書は２１ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の議案第２６号資料①も併せてご覧ください。番号１００番、農地の所在は、上平良字廣池、登記地目は田及び畑で、面積は５筆の８９２平方メートルの申請です。本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈してい

	るなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。以上で、議案第26号、非農地証明交付申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは地元地区担当委員の意見をお伺いします。100番については是佐委員さん、お願いいたします。
4番委員	5月15日、事務局と登推進委員さんと私の4人で現地の確認を行いました。現地は竹と雑木でいっぱいになっておりまして、農地としては無理な状況なので非農地とすることにするしか仕方がないというような状態でございます。ちょうどここは上りのサービスエリアの入口の道路を大きく曲がったところがあります、そこの下の谷のようなところがあるのですが、状況からもう仕方がないと思います。どうぞご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。この件についてご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第26号について、証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第26号について証明することに決定をいたします。 議案第27号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について議題とします。説明をお願いします。
事務局	議案第27号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について説明させていただきます。議案書は22ページとなります。また事前に配布させていただいております議案第27号資料①をご覧ください。改正内容についてです。全部で5点あります。上から順番に説明させていただきます。まず1つ目、農地法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴い、農地所有適格法人の判断基準について明確化するものでございます。2番目として、同じく、農地法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴い、農地法第3条第1項の許可基準について、農作業に従事する者の配置状況や、農地法その他農業に関する法令の遵守

	についても勘案することを追加されているものです。3番目としては、上記1、2の改正による3条許可申請書及び6条の報告書の様式を改正するものでございます。4番目として農地法関係事務処理要領の改正に伴い、違反転用に対する是正の強化が盛り込まれたことにより、是正の命令書に「命令に従わなかったときは公表することがある」旨を追記するものでございます。最後5番目ですが、国からの事務連絡、「農地法第3条の3の規定に基づく届出の事務の適正化について」に基づき、届出書の添付書類を削除し、届出者から添付書類の提出を求めないものでございます。なお、この農地法関係の事務処理ガイドラインについては、県のガイドラインの改正にあたり、県の審査基準に準じて新たな審査基準として適用するため、今回ご審議いただき決定いただければ、令和7年6月6日の告示、施行となります。以上で、議案第27号、農地法等に基づく処分に関する審査基準等（案）について説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば申し上げます。
9番委員	1つ教えてください。今のガイドラインの2番目ですけれども、事務処理基準の一部を改正するということで、3条の1項の許可基準、ここには作業に従事する者の配置状況、それと、その他の農業に関する法令について遵守しなさいよと、これが入るというのは分かるのですが、従事する者の配置状況を3条1項の許可基準に入れ込むということ、具体的にどういうことなのですか。ここの部分だけを見たのでは分からないのですが。すみません勉強不足で。
事務局	少しお時間をいただいてもいいですか。
9番委員	利用権設定のときに、経営者の状況とかの項目が今まであったと思うのですね。年度変わって新しい様式になってるのだと思うのですけれども、そこら辺りにも何人従事するとか、それを事務局に見られながら、これ利用権設定が良いのかどうかになっていう快諾、確認をされていると思うのですけれども、そういった類いのものですか。処理ガイドラインのものとがなくて、どうでしょうか。
事務局	すみません。今、古川委員がおっしゃった農作業に従事する者の数というのが今まであったのですけれども、その配置の状況というのが様式の改正で求められております。新たに追加されたものなのですが、その中にどう言ったら良いですかね、そのように新しく明記するようになっております。通常の3条の申請を皆さん現地確認のときにご覧になっていただけたかと思い

	ますが、その様式が大幅に変わっておりまして、そういう各記入する欄が設けられてます。今はお示しするものがないのですが、今まで必要がなかった配置状況、その従事するものの配置状況を書くようになってます。法令をいかに守っているか、その辺のことも様式上新しく追加されてます。なかなか説明がしにくいのですが、先ほどおっしゃられた基盤にあったものから機構になったときには様式がまた変わってるとは思いますけどが、それとは別で3条で様式が変わっています。また、様式が新旧のものをお配りしましょうか。
9 番委員	お願いできますか。
事務局	はい、次回の総会でお配りしたいと思います。よろしく願います。
議長	その他ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第27号について原案のとおりとすることに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第27号について原案のとおりとすることに決定します。 続いて、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第4条第1項、第7号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は23ページになります。今月の報告は、令和7年4月11日から5月9日までの間に受理した2件です。詳細の説明は、省略させていただきます。番号81番、102番ですが、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、いずれも始末書が提出されています。本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。以上で報告第1号、農地法第4条、第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。
議長	それではこの件につきまして質疑等があればお願いをいたし

	ます。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので報告第1号を終わります。報告第2号、農地法第5条、第1項、第6号の規定による届出について報告します。お願いします。
事務局	報告第2号、農地法第5条、第1項、第6号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は24ページ、25ページになります。今月の報告は、令和7年4月11日から5月9日までの間に受理した4件です。詳細の説明は省略させていただきます。番号82番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。また番号85番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。以上で報告第2号、農地法第5条、第1項、第6号の規定による届出について報告を終わります。
議長	それでは、この件につきまして質疑があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので報告第2号を終わります。報告第3号、農地法第5条、第1項、第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告します。
事務局	報告第3号、農地法第5条、第1項、第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。 議案書は26ページになります。今月の報告は、令和7年4月11日から5月9日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は省略させていただきます。以上で報告第3号、農地法第5条、第1項、第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告を終わります。
議長	それではこの件について質疑等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》

議長	質疑がないようですので報告第 3 号を終わります。 以上です。 特になければ、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございます。 した。 次回の令和 7 年第 7 回農業委員会総会は、7 月 7 日月曜日、 午前 10 時から、山崎本社みんなのあいプラザ 3 階講座室で行 いますのでよろしくお願いをいたします。 大変お疲れでございました。
----	--

(閉会 午前 11 時 30 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 7 月 7 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（10 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 1 番委員） _____